

# 令和8年度「障害者の生涯学習推進アドバイザー」派遣事業実施要綱

令和8年4月13日

総合教育政策局長決定

## 1. 趣 旨

平成26年の障害者権利条約の批准等を踏まえ、誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、障害者の地域における持続的な学びの場を全国的に整備することが急務である。

その取組推進の一環として、学びの場の拡充や障害理解の促進、取組を担う人材育成等を図ることを目的に、平成30年度より実践研究事業を実施しており、地方自治体・大学・社会福祉法人・NPO法人等の多様な主体（以下、「団体等」という）が本事業を受託し、実践を積み重ねている。これらの事業推進を加速させるとともに、新たに取組を実施・検討しようとする団体等に対して、助言や伴走支援等を行う「障害者の生涯学習推進アドバイザー（以下、「アドバイザー」という）」を派遣し、障害者の地域における持続可能な学びの場のさらなる拡充を図る。

## 2. 委 嘱

別紙のとおり、障害者の生涯学習推進に関する様々な知見を有する者をアドバイザーとして文部科学省が委嘱する。

## 3. 任 期

承諾の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

## 4. 活動内容

- (1) 派遣要請のあった団体等に対して、障害者の地域における持続可能な学びの場づくりに資する生涯学習プログラムの開発・実施や支援体制構築に関する情報提供や助言、伴走支援等を行うことを目的として、団体等が開催する会議、研修等で講演等を行う。
- (2) 文部科学省からの要請に応じ、文部科学省が実施する事業や会議、啓発活動等へ参加し、助言や執筆、講演等を行う。
- (3) その他、障害者の生涯学習の取組推進のために必要な事項を行う。

## 5. 派遣の流れ

別に定める。

## 6. その他

- (1) 別紙のアドバイザーについては、本要綱に基づき、別途文部科学省から委嘱を行う。なお、アドバイザーが本事業の派遣者としてふさわしくない行為を行った場合などには、委嘱を取り消すことがある。

- (2) アドバイザーの派遣に係る経費（諸謝金、旅費等）は、文部科学省から支出する。
- (3) 団体等が研修等を開催した際、文部科学省と調整の上、事前・事後アンケート等の実施により、研修成果の確認を実施することがある。
- (4) 本件に係る庶務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室において行う。

(別紙)

「障害者の生涯学習推進アドバイザー」一覧

役職	氏名
国立市教育委員会教育部公民館長	井口 啓太郎
鳥取短期大学幼児教育保育学科 教授	國本 真吾
神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授	津田 英二
都留文科大学教養学部学校教育学科 教授	堤 英俊
一般社団法人みんなの大学校 代表理事	引地 達也
秋田大学大学院教育学研究科教授 発達教育・特別支援教育コース長	藤井 慶博
医療法人稲生会 理事長	土島 智幸
社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター 企画員	福澤 信輔
青梅市教育委員会 スポーツ推進課 社会教育主事	鈴木 孝志
千葉大学大学院 教育学研究院 助教	橋田 慈子
秋田県教育庁特別支援教育課 課長	小山 高志

※順不同、敬称略

## 「障害者の生涯学習推進アドバイザー」派遣運用細則

「障害者の生涯学習推進アドバイザー」の派遣に当たっては、「障害者の生涯学習推進アドバイザー」派遣事業実施要綱（令和 8 年 4 月 1 3 日総合教育政策局長決定）によるほか、本運用細則に沿って実施する。

### 1. 派遣の流れ

実施要綱 5. にかかる「障害者の生涯学習推進アドバイザー（以下「アドバイザー」とする。）」の派遣の流れは、以下のとおりとする。

- ① 要請する団体等（以下「申請者」とする。）は、様式 1 のとおり申請書を添付の上、文部科学省へ提出する。
- ② 申請を受けた文部科学省は、申請内容を確認し、派遣が必要と判断した場合には、派遣の対象となるアドバイザー及び申請者と日程の調整等を行った上で、申請者に対し派遣の決定を連絡する。
- ③ 決定の連絡を受けた申請者は、派遣が決定したアドバイザーと細部について調整を行い、文部科学省に確認の上、受入れ態勢を整える。
- ④ アドバイザーは、③に基づき、現地またはオンラインで活動を行う。
- ⑤ 申請者及びアドバイザーは、活動終了後、様式 2 のとおり報告書を文部科学省へそれぞれ提出する。
- ⑥ 文部科学省は、報告書に基づき、文部科学省の所定の基準に沿って諸謝金・旅費等をアドバイザーへ支出する。
- ⑦ 文部科学省は、申請者及びアドバイザーからの報告書をまとめ、必要に応じて全国へ情報を提供するとともに、成果を検証し今後の施策に反映する。

### 2. その他

本運用細則に定めのないことで疑義を生じた場合には、文部科学省、申請者及びアドバイザーで協議の上、決定するものとする。